

☆☆大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金☆☆

～補助金受領までの流れ～

～対象となる事業者～

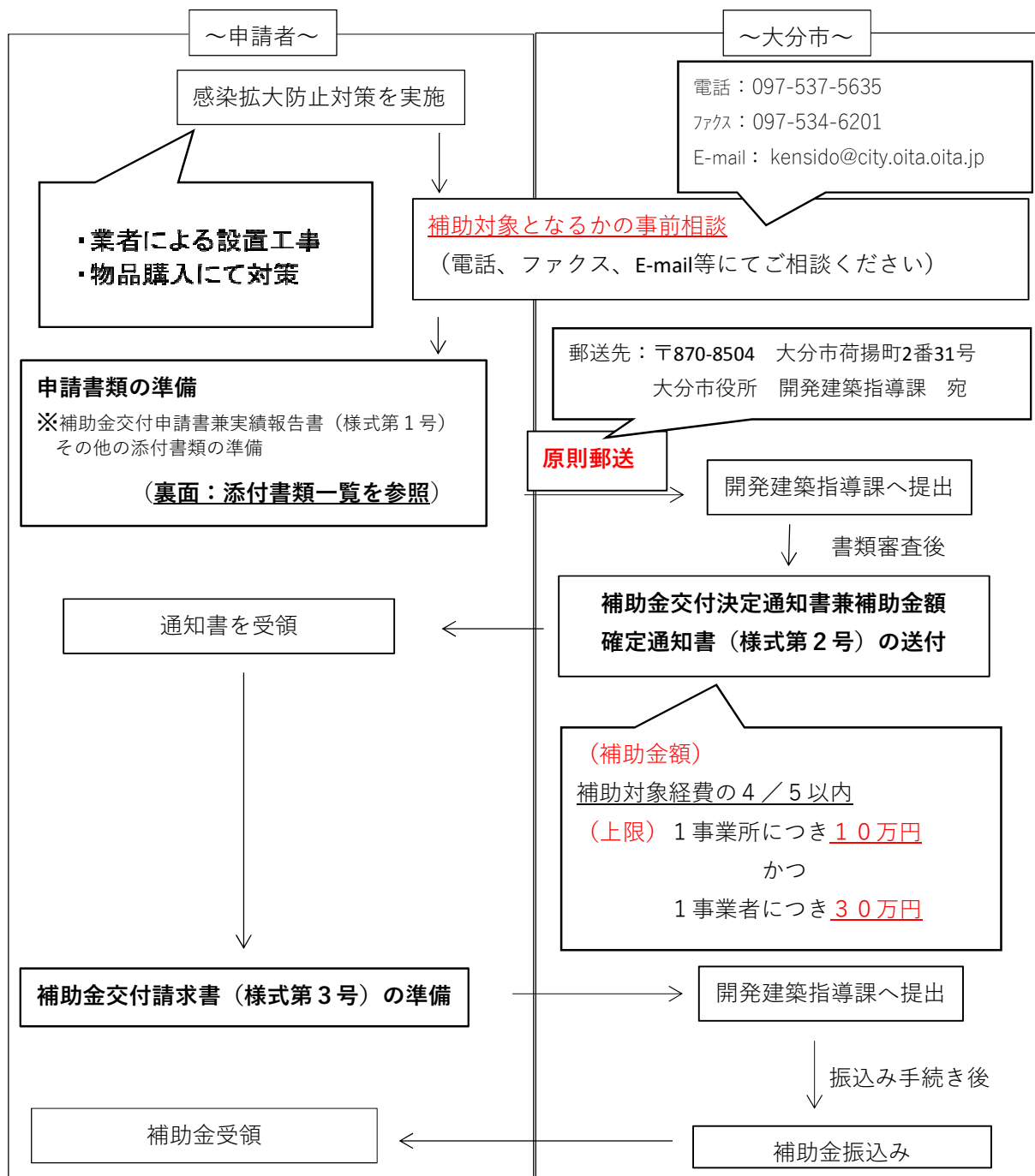
大分市内に事業所を有する中小規模事業者（裏面参照）

～対象となる事業～

大分市内の事業所で行う感染拡大防止対策に係る施設改修

- (1)飛沫飛散防止のための施設改修（飛沫飛散防止スクリーンの設置等）
- (2)換気のための施設改修（CO2センサーの設置、開口部の改修等）
- (3)身体的距離確保のための施設改修（間取り変更のための壁の改修等）
- (4)その他、感染予防のための施設改修（室内の吹付コーティング等）

※事前相談が必要です



※振込には手続きに時間を要する場合があります

(添付書類 一覧)

・ 補助金申請時

補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

法人登記事項証明書、またはこれに類する書類

法人の場合：法人登記事項証明書

個人事業主の場合：営業許可書・開業届・確定申告書の写し等

以下の内容が確認できる書類を添付すること

※大分市内の事業所であること（複数の事業所がある場合はその数が確認でき、かつ申請者との関係性が確認できること）

※中小規模事業者であること（業種や資本金、従業員数等が確認できること）

誓約書

収支決算書

領収書の写し、その他事業に要した費用を確認することができる書類

補助対象事業の実施を確認することができる写真

その他市長が必要と認める書類

・ 補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書が届いた後

補助金交付請求書（様式第3号）

(補足) 中小規模事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者および小規模企業者をいい、下記表に該当する者のことをいう。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※常時使用する従業員の考え方・・・事業者と雇用契約を交わしている方です。

ただし、以下の方は「常時使用する従業員」に含めないものとします

①会社役員（ただし、従業員との兼務役員を除く）②個人事業主本人（専従者(家族従業員)を除く）

③パート労働者で以下に該当する者

○日々雇い入れられる者 ○2カ月以内の期間を定めて雇用される者 ○季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者○「1日又は1週間の労働時間」及び「1カ月の所定労働日数」が、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の3/4以下である者